

出席者

委員 (敬称略)

黒田剛司会長、水谷瀧男副会長、小澤功子、鈴木悦子、梶村明人、加藤栄一、  
野田勝子、前田慶子、竹本都美子、三輪宮子

事務局

加藤市民生活部長、早川課長、鬼頭補佐、佐藤主査、

欠席者

串田敦、青木啓

1 あいさつ

黒田会長

加藤市民生活部長

2 議題

(1) 来年度実施する人権に関する市民意識調査の質問項目について

事務局より説明

質問・意見等について

A 委員: 資料等を事前にいただいているともう少し目が通せたかなと思いますが、市民意識調査について、先ほど口頭ではお聞ききしましたけれど、目的とか、その辺りの細かい、どういう対象に、2,000 人規模で無作為と書いてありますけれど、年齢的にはどんな風にある程度全体像を掴もうとされているのか、全容が分らずして質問だけの項目を検討するということは、大まかな目的は分りますけれども、今、お聞きしましたので、その辺りが具体的に聞かないと、ただ、単に、この質問だけでという、いかがかなあと感じました。

事務局 A: 20 歳以上で 2,000 人、上は 70 代までの幅で実施する予定です。

会 長: 無作為で抽出しますので 20 歳以上の人という形で、だいたい津島市の人口に応じたものがアンケート結果として出てくると思う。例えば若年層は 20 歳代の人はどう考えているのか、年代別に層別に出来ると思うんです。2,000 人というのは無作為ですから、津島市の全体像を抽出する上では一般的なやり方です。特定の世代に集中してやるのではなくて、無作為でありますので 20 代の人であれば 30 代の人もある。それが津島市の人口に比例するような形で結果は帰ってくる。それが、若い方が答えてくれないとバランスが狂っちゃうので事務局の方では回収率をなるべく高めるように考えていますが調査の目的は、市民意識の実態の把握だという形で、それがどういう風に推移しているのか、どんな施策をやるかを考えていくための基本的なデータ処理で前回のファイルはありますか。26 年度の意識調査結果の解析のもので、新しく委員になられた方はご覧になっていないかも分かりませんので、だいたい、こういう風になるよということ、また説明していただきたいなと思います。

B 委員:概要版を今、配ってもらいましたが、これだけでは分からないね。年代層は、例えば 20 代はどれ位、何%位か、僕もこう言う記録を使って喋っていますが、だいたいうまく 20 代は 20%、30 代は 30%と、うまくいっているデータが出ているのですが、津島市は分らんのですが、どんなくらいですか。

事務局 A:20 歳代から 70 歳代の配布数、有効回収数、有効回収率が載っています。20 歳代の配布数は 242 票で有効回収数は 98 票、回収率は 40.5%、30 歳代 44.3%、40 歳代 49.7%、50 歳代 64.4%、60 歳代 74.3%、70 歳代以上は 68.6%、全体では 59.1%になっています。

会 長:アンケートの結果で無作為で出す方は、津島市の人口の比に比例していますが、回答の率が 60 代、70 代の方が高いと津島市の人口比率と比べてバランスが崩れてくるのですよ。その辺のところを解析する会社には年齢構成の回収率の差も少し考慮していただいて、なるべく津島市の全体の人たちがどういう風に考えているのかを分かるように、でない、60 歳代の人達の人権意識がすべての津島市の方の人権意識と同じになってしまうといけないから。

A 委員:20 歳未満の方、今回、前回からも調査の対象になってないのですか。

事務局 A:前回も同じ条件 (20 歳以上) で実施しています。

A 委員:そこは (20 歳未満の方) どこかで男女共同参画で調査をやられるのですか。

会 長:20 歳未満の方のアンケートは取らないのですか、取らない理由は何ですか、という質問です。

事務局 A:前回、前々回も 20 歳以上からでしたので、今回、広げることは考えていなかった。

A 委員:最近、ネット (SNS) の中で若者が本当に人権を無視した事件がほぼ毎日のように起こってきている。学校現場でもそれが一番頭を悩ませている、人と人がトラブルを起こすものなら目の前で分かるのですが、裏で何をして、誰がということが分からないが為に、いじめの感覚やら、人を中傷することが当たり前の感覚になって、すべて警察もネットやカメラで徹底的に全部、犯人を突き止める。そんな風にやっているのが日本の現状で、若者にとっては、既にネット環境が整っていれば、おのずとそこへアクセスする環境が整っている。0 歳から 1 歳でもそういう環境になる訳だから、20 歳から意識を変えようと思っても既に、20 歳までに人権を差別するとか、侮辱するとか、そういう意識が何の抵抗もなく育てられてしまっているのではないかなと非常に思ったので、20 歳以上の施策をやっていて、若者は、学校だけに任せるだけの形で本当に大丈夫なのかなと思ったので、20 歳以上の意味が、今、いる時代に、人権を育てる意識では大丈夫なのかなと思いました。クロス集計で年齢別の細かいことが見えてくるのか、20 歳代っていうと、その感覚できている。大学生のメンバーを見てもそういう感覚が強いので、こ

これらの意図することがどこかの部署でやれるのであればそちらにお願いして OK だと思いますけども、その部分だけは、何の掌握もせずというのであれば、それで施策ってどうかなあと感じました。

会 長:事務局の方、どうなのですか。20歳以上っていう風にされていますが、他の県でも、名古屋市の場合でも分かりませんが、少し若年層へ広げるとか、それは回収率の問題ですかそれか、答えてくれるか分からないとか、20歳未満の方にアンケートを取ることに不都合があるのかどうか。

事務局B:私の勝手な思い込みかもしれませんが、市役所の頭の固いところで、人権に限らず意識調査っていうとすべて20歳以上みたいなところがあるのですよ。今、先生からお話を聞いて大事な事だと思いましたがけども、ただ、もっと若い方ということでしたら同じ調査票では、なかなか理解されないので、同じような調査票は難しいと思います。そのやり方は、事務局の方でも研究したいとは思いますが、特に若い世代に聞いてない理由とかはなくて、こういうものは20歳以上みたいなそんな部分があったんじゃないのかなというのが正直な感想です。

会 長:今度、成人年齢が18歳になりますが、先生が言われるとおり15歳とか18歳だとこの文章は分ると思います。

事務局B:先生が言われる20歳未満って言われると何歳ぐらいからですか。

A委員:私も市の調査で市民意識調査、人権じゃないものを見ていたら、中学生で直に、中学生は今どう思っているか津島市のことを住みたいとか、もう住みたくないとか、はっきり出ていますよ。中学生をはっきりターゲットにしている点では、その辺りは最低でも取る必要があるのではないかと、と、中学生を取れば小学生の段階で必要なんだということが具体的にアンケートから出てくれば、そこへ集中的な施策を打っていくことが必要だと思いますけども、今、20歳前だと、どの辺りか高校なのか、中学校なのか小学校だろうかの事さえも掴めないということを見ると、急にというのは難しいと思いますがそんなような視点も、人権をということであれば今後、検討していく余地はあるんじゃないかなと思います。

会 長:学校教育とかは、生徒さんへのアンケートとか、そういう事はやっていますか。

事務局B:例えば、ちょっと分かりませんが、いじめに特化したものは、やっているとか、そういう事はやっているかもしれませんが、人権全般でというようなものは、おそらくやってないんじゃないかと推測ですけども、そう思います。

会 長:18歳・20歳、少しいっぺん広げてみてはどうですか。18歳位だったらいけるかも分からない。

事務局B:ちょっとそうですね、一回、やり方について研究させてもらいます。

会 長:中学校なんかだと生徒さんへアンケートがいった時、保護者さんの了解とか必要になってきますか。

A委員:個人的に誰って個人ではなくて多数にどんと聞くので、いじめでも日常的にアンケートを月ごとにやったりしたこともあって、いちいち保護者の了解は取らないですね。

会 長:18歳位で一度やってみようか。

設問のインターネットによる人権侵害についての項目で、今の、ラインとか、そのへんの話が言葉としてあまり出てこないんですね。問 14・15、これって26年度と同じ文言ですか。

事務局A:まったく変わっていません。

会 長:これって時代も変わってきているのでもう少しSNSとかラインとかの言葉も入れていった方がいいじゃないか。これは同和問題でもすごく深刻になっているのですよ。ネットの社会では。だから若い職員の方に相談して文言を、インターネット上へとひとくくりしないで、もう少しパソコンや携帯電話(スマートフォン)など、何かもう少し何か、今の若者たちが使っている文言を入れていただけるといいんですけど。時代と共に変わっていかなくてはいけないから、5年前と全然違うから今、それ、事務局の方でお任せしますので替えといて。

事務局A:検討させていただきます。

会 長:アンケートの年齢については、事務局の方で考えていただくというごことをお願いします。それとインターネットについても、あと、その他についても何かご意見無いでしょうか?例えば問 23 何かは同和地区・被差別部落だと言われることを知っていますか?知っている方が答えるんですか、知らない人は答えないんですか。

事務局A:(問 19 で)知っていると答えた方が答えます。

A委員:問 7 女性の人権なんですけど、今の時代の流れ、3番職場などでの性的いやがらせとありますが、世間ではセクシャルハラスメントとかハラスメントということがだんだん耳に馴染んできている。パワハラだとかセクハラだとか、ハラスメントという表現はどうしても分からない日本語で括弧書きは必要かもしれませんが、今、時代でそういう言葉が当たり前のように使われつつある点では、パワハラだったりセクハラだったり、その方が答える方は分かりやすいかなと感じました。

問 3・4・5 で10年前に比べてと表現がありますが、自分がもし、このアンケートをやるのであれば、10年前というか何才頃かな、なかなかピンと正直なところ、10年前のイメージなのか5年前なのか、時代からいうと5年置きに取ってみえて、5年前に比べてだと、まだ近いかなと感じはしますが、ただ、10年の設問で、ずっと続けていると、今日、今、取ると平成20年頃ですか?平成20年と比べてどうですか?という意味合いの設問になると思いますけども、現実アンケートに答える方としては、どうなんだろうって、そんなことを感じたんですけど。

会 長:やる方としては何となく知りたいんですよ。10年の間に人権の施策が行われてきた結果がどうなっているのかが知りたい項目なんですよ。

ただ、問1の方でそう思う、そう思わない比率が何%、昔はそう思わない人たちが30%だけど、最近では10%だったとそう思う人が増えてきたということで分るんですけど、問3・4・5では10年間の津島市の施策がどのように行われてきた結果が、どうなっているのかが知りたいんですよね。今まで人権施策いろんなことをやってきたんだけど、それが結果として、市民の人たちに認知されて差別がなくなってきたのかどうか本当の結果が知りたい。ですから20代の方にその質問をしても無理かも知れないが、50代・60代・40代の人たちだったら答えてくれる。

ハラスメントの問題は、先ほどA委員が言われたとおり、何か入れた方がいいよね、例えば問6でも労働者の人権とかさ。ハラスメントという言葉で社会におけるハラスメントという言葉为例え、問6の中の答えの中に一つぐらい入れてもいいと思うし、セクハラという言葉を実際的に性的いやがらせではなくてその言葉に置き換えてもいいし、括弧してセクハラと書いてもいいし、マタニティハラスメントとかいろんなハラスメントがあるし、そういうハラスメントというの問6の中に入れてもいいと思います。確かに。

**B委員:**問6の番号のものは、県の人権課題がいくつというのにあわせてありますか。

**事務局A:**そうです。

**会長:**削5について、問28でカバーできればそれに越したことはないですね。問21ですけど、あなたは今でも同和問題・部落差別があると思いますか。と設問にあります、勉強不足だけど同和問題と部落差別、違うの？もし同じ意味なら一つでもいいし、設問が同和問題、部落差別があると思いますか。それに対する答えが差別はあると思いますか。差別はないと思う。しいていうなら、同和問題、括弧部落差別でもいいし、部落差別、括弧同和問題でもいいし。

**事務局B:**同じ意味だと思う。

**事務局C:**部落差別解消推進法の方には、言葉の定義が先ずされていません。法律の中で部落差別という定義がされていないので、はっきり同一だともいえないし、違うともいえないし、その辺はあまりきちっと定義されていないところです。

**会長:**並列で使っていますか？これでいいですね？

**B委員:**同和問題とはどういう問題かという、その具体的なことが部落差別で、同和問題という、ふわっとしたもので部落の中で差別があるんだよと表に出てきたのが、部落差別解消法でその中で初めて部落差別があるという言葉を取り入れた。

**会長:**これでいいか。津島の特性として、同和問題に関する設問が多くなるのは了解いただきたいと思います。県とのアンケートの結果もありますし、これをやることによって、愛知県の県民の人権意識と津島市の市民の人権意識の違いもクローズアップされてくるかもしれない。津

島の市民の年代による意識の違いもクローズアップされてくるかも分かりませんし。

B 委員:知っているか、知っていないか同和問題・部落差別について、問 19 の問題で津島市は 80%以上が知っているとなっていますが、県のは 60%ぐらいしかない。県と津島市ではかなり違う。

会 長: C 委員何かご意見ありますか。

C 委員:私も同和が津島にあるということは聞いてはいますが、あまり詳しくは知りません。部落差別という言葉の方がよく耳にするかなとは思いますが。

会 長:全体的な設問に関して、皆さんどうでしょうか。

D 委員:私も同和とか部落差別を長いこと勉強させていただいておりますけど、これは本当に根強いものがありまして、私たち年代が高いからどうしても小さい時から教えられてきたために起こっているんですけど、今の 10 代の方は全然知りません。だから先ほどの 18 歳の方のアンケートを入れていいんじゃないかと思います。思っていることを知りたいなあと思います。

B 委員:今思い出したんですけど、同和というのは、同和対策審議会が出来て初めて同和という言葉が生まれたもので、逆に言うと行政的に作られた言葉が同和である。被差別部落は昔からある、差別されている部落と同和地区という言葉があるね。同じような内容だけど、同和地区というのは、被差別部落は全国にたくさんある。その中で部落の人たちとその自治体とが地区に指定されたところ。そういう地区指定を受けたものが同和地区なので、部落差別はまだ同和地区に指定されていなくてもいくらでも有る。

D 委員:部落の方が頭に入ります。小さい時からそういいます。

B 委員:同和というのは、行政用語だと僕は思う。新しい、だから 2 つ同和問題と…ということで間違いかなあと思う。

会 長:そのほかの委員さんどうでしょうか。女性とか、障がい者とか、高齢者の設問について何か。

E 委員:私、甚目寺に勤務しておりましたので、甚目寺ではやはり部落という言葉は何度も聞きました。同和の方が後から出てきたような感じがします。津島市の住民でありながら津島市の同和問題はあまり知らなくて、甚目寺では先生も対象にして年に 1 回か 2 回は講演会に行かされて勉強させられた思いがあって、そこで初めてこういう差別があるんだなと思ったんですけど、津島市でもあるし大変根強いものがあるなと思っています。若い子は、部落とかそういうことは、たぶん設問しても知らんと言われる子が多いと思うんですけども、結婚問題などは甚目寺にいた頃はよく聞かせていただきました。そういう思いがアンケートから今でもあるのかなあと、ちょっと、分かりませんが、こういう意識調査をしていることを初めて知りました。

F 委員:部落という言葉はよく小さいころから聞いた、同和という言葉は新しい言葉だと思いますけども、私たちはみんな仲良くということで、そういう、言わないようにと言われてきまして、そういうことはなかったです。

会 長:市民意識調査の質問項目はだいたいよろしいでしょうか。いろいろ出ましたので、事務局の方でよく吟味していただいて。これはいつから調査開始されますか。

事務局 A:31 年度 7 月頃から準備に入って、調査期間は 8 月の末ぐらいに設定して。

会 長:そうすると来年の今頃の会議にはだいたいの少しの結果が出来ているだろうか？

事務局 A:12 月の時には報告…。

事務局 D:回答は出てこない。

事務局 B:まだ集計が出来ていないだろう？集計している最中ぐらいだろう。

会 長:集計している最中ぐらい。分かりました。

事務局 B:6 月に 1 回目やるんでしょう。

事務局 C:6 月頃に一度やる予定です。

G 委員:特記事項というか何かお考えがとか、何か意見ございますかというコーナーは作りますか？作らないんですか？年齢が高い人たちは一生懸命読んでやって、この数値がはたしてどれだけの人権意識があるか、若い人たちはよく分らないんだけど、何か人権について難しいんだけど自分で悩んだこと、こういうことで悩んだとか、こんなことが近くにあったよとか、何かそういう項目というか事柄を書いてもらうと、どんなことが起きているかがちょっと分かるんじゃないかなと思うんですけど。余白に。

事務局 B:自由記載欄みたいなそういう事ですね。

会 長:A 委員がおっしゃったように、アンケートを配る時に分り易い言葉で、市民意識調査の目的とかそれをどういう風に活用していくとかを予め書いて、それからアンケートに答えてもらって、アンケートの結果に G 委員のアドバイスを入れる形になってくると、最初の取っ付き易さで、回収率、必ず役に立ちますから回答して下さいというお願いがあってもいいと思いますがねえ。

G 委員:それが特に若い年齢の方に分り易い。

会 長:若い人たちのご意見をお待ちしておりますとか、そういうような形で少し。

G 委員:何かみんないつもポーンと、すみませんこれお願いしますというだけで来るから、そんな面倒なこと出来るかとなる。でも、その封筒を開けた時に、ああこんな事をやっているのねっていう事が分れば、もう少し協力的になっていく。

会 長:回収率の向上、大事な事だね、ちょっと 1 枚、A 4、1 枚でいいか

ら少し考えて、今まで考える文言って出てると思うんですけど、少し何か人権とは何ぞやとか。

事務局 B: たぶん、ご案内でいろいろと書くんでしょけど、もうちょっと分り易くという事ですね。

G 委員: 20代・30代ぐらいが同じ文言とかね。

事務局 B: これって6月にやる時もう1回見てもらえるんだよね。いいね、その時には…

事務局 C: その時にはもう、ほぼ固まっているかもしれないので、もし、示されれば示しますが、最後になるかもしれません。

事務局 A: 自由意見に関しましては、前回もそうなんですけど記入欄を設ける予定です。

B 委員: あがってきて、報告書の中にはまとめてありますか。

事務局 A: あがってきてないですね。ごめんなさい。自由意見のまとめがありまして、件数が207件書いてあります。

G 委員: 今、回収率が59.1%という形であり高くはないと思いますが、せっかくやるからには回収率がもうちょっとアップして欲しいなと思うんですけど、回収率をアップさせる努力とか具体的な策は何かございますか。ただ、お願いします、ただとなかなか難しいと思います。

会 長: アンケートの調査のお願いの文言だね。大きい字で簡潔に。

G 委員: 出来るだけ調査依頼に行った時も、断られても是非、お願いしますと再度お願いして、また、ちょっとしたら来ますからとか、そういうようなこと。ただ、行って断られたら、はい、おしまいという形ですか。回収は？

事務局 B: 郵送です。

G 委員: 顔と顔を合わせていくと、まあ、しょうがないかなと言ってやってくださるのかなあと思うこともある。

会 長: ボールペンとか入れましたかね。

事務局 B: 啓発物品みたいなものですか。何も入ってないです。

会 長: 入れないよね。人数多いから。

A 委員: 今は難しいと思いますけども、ネット回答とかそういうのも今後、考えていかないと、若者はたぶん一番簡単ですぐアクセスしようとするから、その過渡期にいろんなものが、来てるのかなあと感じます。

## (2) 来年度事業予定について

会 長: では次の議題に移ってもよろしいですか。来年度事業予定について、人権教育推進事業の実施状況と31年度の事業予定について事務局の方から説明願います。

事務局 A: 説明

会 長: 今年度の実施状況と来年度の事業予定について、皆様の方からご意見を頂戴したいと思います。質問等がございましたらお願いいたします。



私、市民啓発コースの③で津島のまち歩きという形で、普段のまち歩きとは違ってかなり同和問題について、すこし突っ込んだまち歩きをさせていただいたんですけど。まち歩きの中で同和問題とか部落差別について説明する機会っていうのは人権教育とか、人権が使っているコマでしか、なかなか出来ないものですから、デリケートな問題でありますけど、来ていただいた方少なかったんですけど、それなりに理解していただいた。個人的な考えなんですけど、先ほど委員から現在の部落差別について、経験とか教えていただいた。そういう事をオープンにもう少し話しあえる機会があると、より同和問題の理解が進んで、差別は無くなっていくような気がします。なかなかオープンな場で部落差別に関する話を話す機会が、話してはいけないのではないかというような雰囲気がありまして。そういった意味で設問、意識調査の設問とか、こういった人権教育の推進事業の中で、同和問題について話をしていく、或は講座を持っていくという事は、差別を無くするための一つの有効な手段だなと感じています。

**B 委員:**同和地区の人たちと関わる事が非常に多く、そういった人たちと関わっていくうちに、違うんだよという事が分かってきた。というような話をするんですわ。だから、昔から言い伝えられ、聞いているだけではなくならん、それではいかなので、自分から関わりを持ち合いながらやっていくことが同和問題を解決していく一つのことだという気持ちでいる。

**会 長:**身元調査でもアンケートの中に入っているんです。僕たちの世代になると、結婚の相手の身元調査とかあまりやらなくなってきた時代でもあったんですけど、今の若い人たちは身元調査やるのは当たり前だという答えが結構高くなってきているんですよ。このアンケートをしっかりと、結果を読みますと、そういう事を学校教育か、人権の啓発活動の中でどういう風に生かしていくかという課題がまた生まれてくると思うんですけど。当然だと、身元調査するのは当たり前だという考えの方多いですよ。企業は最近やってないよね、企業でもやっぱりやっていますか？この設問の中に企業があったんだけど、企業はやってないんだからはずしてもいいかなあという事を少し考えたんですけど。問の 18 ですね、企業が採用選考のとき身元調査をすることについて、あなたはどのように思いますか。という事の設問がありますが、これは愛知県がやっていることなんですけど、企業は、やってる？本籍を書かせるという事なんですか？

**事務局 B:**今、本籍ないです、履歴書の中に無いですよ。

**会 長:**県もやっているのであれば、それはそれでいいかも分かりませんが。

**B 委員:**県の項目にあったような気がします。

**会 長:**県は、○付いてますね。29 年度○付けてますね。

B 委員:結婚について県の資料を使って今、喋っているんだけど、結婚はみんなダメだとか差別だというね。身元調査をすることはいかんと思っている人が多いです。それから、男女の差別ね、男女差別もこれはいかんといっとるんだけど、アンケートの中を見とると、当たり前でしょという人が多い。企業が採用する人をきちっと調べるのは当たり前でしょという考え方の人が多い、全体としては。

事務局B:前回のこれも4割、4割は津島の調査でも企業の採用選考の身元調査、当然って4割の方答えています。

B 委員:そういう風に思っている人が多いですね。

G 委員:男女で分けてアンケートすると面白いですね。

会 長:それは層別して、男は男の人で、何処へでもクロスで集計できますよ。ある程度アンケートが返ってきた時に層別のクロス集計として。

事務局C:報告書は、男性がどれだけ答えて女性がどれだけ、という結果を載せています。

### (3)その他

会 長:ではよろしいですか。議題1と2終了させていただいて。その他の方へ事務局の方から。

事務局A:今年度の審議会は今回で最後となります。来年度の審議会は2回開催し、第1回を6月頃に予定しています。日程が決まりましたら通知いたしますので、よろしく申し上げます。以上です。

会 長:もし、家に帰られてからでも調査項目について何かございましたら、事務局の方へ問い合わせ下されば結構ですし、アドバイスしていただければと思います。では、以上で第2回津島市人権施策推進審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。